

明楽寿共済のお知らせ

この人も、あの人も、どの人も
15歳から60歳の誰でも入れます
(今、病気の人も入れます^{注1)})

注1：その病気では保険金は支払いません。
その病気と関係のない病気やケガの場合は保険金を支払います。

配当金もついてます

保険料のうち、保険金の支払いと
事業費の支出をして残った部分の
一定割合を契約者配当とします^{注2)}

注2：契約者配当は次期以降の保険料の払込に充当されます。

※ 誕生日の翌月から1年間の保険料（例）

年齢	60日型		年齢	120日型	
	男性	女性		男性	女性
15歳	14,600円	14,200円	15歳	11,500円	11,300円
20	18,200	18,500	20	13,800	13,800
25	20,100	25,700	25	15,100	17,900
30	21,000	29,100	30	15,700	19,800
35	24,100	25,900	35	17,600	18,100
40	27,300	23,300	40	19,500	16,900
45	33,000	25,700	45	23,000	18,200
50	39,600	31,900	50	26,700	22,100
55	50,800	38,700	55	33,300	26,400
60	68,700	48,400	60	44,000	32,400

シンプル・イズ・ベスト

入院と死亡だけのわかりやすい共済です
(余計な保障のための余分な保険料は不要です。)

60日型

120日型

病気でも ケガでも 入院保険金	5日以上の入院に 1日あたり1万円 1年あたり最高で 60日分(60万円)	1日以上の入院に 1日あたり5千円 1年あたり最高で 120日分(60万円)
-----------------------	--	---

病気でも ケガでも 死亡保険金	100万円	50万円
-----------------------	-------	------

<参考> 1日あたり保険料

年齢	60日型		年齢	120日型	
	男性	女性		男性	女性
15歳	40円	39円	15歳	32円	31円
20	50	51	20	38	38
25	55	70	25	41	49
30	58	80	30	43	54
35	66	71	35	48	50
40	75	64	40	53	46
45	90	70	45	63	50
50	108	87	50	73	61
55	139	106	55	91	72
60	188	133	60	121	89

明楽寿共済のお誘い

他の保険と比べると保険料はどうなんだろう…と思う方は、安いと言われている、AFLACのEVERとの比較表をご覧下さい。

どちらも入院した時は1日1万円の給付金が出て、限度日数は60日です。(明楽寿共済は毎年この日数は更新されます。)

大きな違いは、EVERは一生同じ保険料を払い続けば、保障も一生続きます。明楽寿は1年更新型なので、お誕生日に年齢が上がると、保険料も上がります。

またEVERには手術給付金があり、明楽寿は入院給付金だけですが、EVERにはない死亡保険金100万円の保障があります。

どちらが安いか高いかと、単純に決めることはできません。

1枚目にあるように、明楽寿共済は他の保険には見られない様々な特徴があります。契約者には【明楽寿友の会会員】として、この保険のこと、あるいは今後共済制度がどう変わっていくのか、等を定期的にメールマガジンでお知らせします。

明楽寿共済 60日型

年齢	日額 10,000円	
	男性	女性
15 歳	14,600 円	14,200 円
25	20,100	25,700
30	21,000	29,100
40	27,300	23,300
50	39,600	31,900
60	68,700	48,400

誕生日の翌月から1年間の保険料(例)

AFLAC EVER

年齢	日額 10,000円	
	男性	女性
15 歳	32,520 円	30,840 円
25	39,240	37,560
30	42,960	41,280
40	54,480	52,800
50	73,800	72,120
60	105,840	104,160

(月払保険料の12倍を表示しています。)

電話で申込まれる場合は : 03-5209-1251
メールで申込まれる場合は : kyousai@acalax.jp

Faxでのお申込みは、この用紙で・・・ 03-5209-1259

契約に必要な書類をお送り
しますので、下記事項に
ご記入下さい。

契約申込み予約日 月 日

契約者名

被保険者名

住所

被保険者の生年月日 年 月 日 (男性 女性)

電話

ファックス

保障の型 60日型 120日型

電子メール

ご紹介者

(どちらかに印)